別表 許可又は起業の認可の制限措置

⑤刺網漁業

制限措置					許可又は起業の認可を	
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	果の配引を すべき船舶 等の数
(22) 中小 目まき 刺網漁 業	申請のあっ た船舶の総 トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第7号の海域	周年	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申 請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同 意を得られた者	3

⑦固定式刺網漁業

制限措置						許可又は起
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	許可又は起 ずの認 すべ 等の 数
(33)いせ えび磯 建網漁 業	申請のあっ た船舶の総 トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市と児湯郡の海岸線における境界点から正東の線と世界測地系、北緯31度58分50秒の線との間の海域。ただし、共同漁業権の漁場を除く。		1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	1

⑧かご漁業

制限措置						許可又は起
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	許可又は起 可の心 でのべ 等の数
(41)ばい かご漁 業	申請のあっ た船舶の総 トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎市沖合。ただし、世界測地系、北緯度58分50秒、東経131度28分59秒の点から07度の線以北の海域、並びに昭和55年宮新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港業補償区域(※2)の海域を除く。		1)漁船使用者。ただし、起業認可の申 請に限り、漁船使用予定者を含む。	1
			高鍋町沖合の海域			1

※2:昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域(基点1から基点2を結ぶ水神松三角点(世界測地系 北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4 秒)を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域)。

丰占1	水神松三角点から20度21分00秒	距離4,000mの点	其占5	基点4から189度49分00秒	距離1.550mの点
	73.11 12 73 3 - 136- 176	P 1 1 1 1 1 1 1 1 1	31 mm	2 m 2 n 3 200 × 20 7 00 D	F (3) = 7 7 / / /
基点 2	基点 1 から115度28分00秒	距離 600mの点	基点 り	基点 5 から189度27分00秒	距離1,323mの点
基点3	基点2から145度20分00秒	距離2.152mの点	基点 7	基点6から198度00分00秒	距離1.265mの点
		7 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			F [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
基点 4	基点3から226度40分00秒	距離2,500mの点	基点 8	基点7から242度59分00秒	距離1,110mの点